

# 利子 1 年分 補助します！

## —横須賀市 市内創業者支援利子補給金—

### 受給できる方

次の①～⑥の全てを満たす方が交付対象です。

- ① 創業に必要となる資金の融資を日本政策金融公庫の国民生活事業から受けているか、神奈川県中小企業制度融資「創業支援融資」を下記の金融機関から受けていること

みずほ銀行 三菱 UFJ 銀行 りそな銀行 横浜銀行 スルガ銀行 神奈川銀行  
かながわ信用金庫 湘南信用金庫 商工組合中央金庫

- ② 融資日の前後 6 か月以内に横須賀市内で開業していること  
③ 融資に対する利子を支払い済みもしくは支払いを開始していること  
④ 開業日が令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日の間であること  
⑤ 市税を滞納していないこと  
⑥ 受給時に廃業していないこと

### 補助金額

- 第 1 回目の償還分から第 12 回目の償還分までの利子全額\*  
\* 第 12 回目の償還終了後、12 回分をまとめてお支払いします。  
\* 千円未満は切り捨て、上限 15 万円とします。  
\* 融資実行時に差引された先払利子を含みます。延滞に係る利子は除きます。

### 必要な手続き

- (1) 本補給金の受給を希望する方は、以下 3 点を専用フォームからご提出ください。

※専用フォーム URL :

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=70444](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail?tempSeq=70444)

※郵送、窓口への持ち込みも受付可能です。

- ① 事前確認票 (本紙裏面)  
② 金融機関発行の返済予定表の写し  
③ 個人事業の開業届出書または法人設立届出書の写し

専用フォーム

QR コード



- (2) ご提出された事前確認票に基づき、

12 回目の償還月が 4～9 月の方 → 10 月上旬頃

12 回目の償還月が 10～3 月の方 → 4 月中旬頃

を目安に、利子補給金の申請方法を記載した案内書類および申請書類等を横須賀市役所からメールでご連絡致します。

問い合わせ先/提出先

〒238-8550 創業・新産業支援課 創業支援担当 (番地不要)

☎046-822-8083 E-mail: [bs-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:bs-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp)

# 横須賀市 市内創業者支援利子補給金 事前確認票

本補給金の受給を希望する方は本票の必要事項（枠内）を記入し、下記の添付書類を同封のうえ、「〒238-8550 創業・新産業支援課 創業支援担当」（番地不要）へ提出してください。

【事業所所在地】 *必ず横須賀市内であること	〒 ー 横須賀市		
【自宅住所】	〒 ー		
【氏名・年齢】 *法人の場合は、法人名および代表者の役職・氏名・年齢	(ふりがな)		年齢（該当する項目を■にしてください） <input type="checkbox"/> 29歳以下 <input type="checkbox"/> 30歳～54歳 <input type="checkbox"/> 55歳以上
【連絡先】	電話	固定	ー ー
		携帯	ー ー
	e-mail		@
【事業の種類】			
【融資を受けた金融機関】	*該当する項目を■にし、記入してください <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫（国民生活事業） 支店 <input type="checkbox"/> 銀行・信用金庫 支店		
【融資日 <sup>※1</sup> 】	年 月 日		
【開業（法人設立）日 <sup>※2</sup> 】 *融資日の前後6か月以内に横須賀市内で開業（法人設立）していること	年 月 日		
【添付書類】	*下記の資料2点を同封（メールの場合PDFにして添付）してください ① 金融機関発行の返済予定表の写し ② 個人事業の開業届出書または法人設立届出書の写し		

市内創業者支援利子補給金の交付要件を満たしていることを確認するため、

横須賀市（経済部 創業・新産業支援課 創業支援担当）が、

①本人に代わり、償還済の利子額を、融資を受けた金融機関に確認することに

同意します

②本人に代わり、横須賀市税に滞納が無いことを、市税当局に確認することに

同意します

\*同意いただけない場合、各機関から**有償**で利息支払証明書、納税証明書を取り寄せていただきます。

本票にご記入された個人情報、は、「市内創業者支援利子補給金」に関する事務にのみ利用いたします。

※1 融資が決定した際に金融機関から発行される返済予定表をご参照のうえご記入ください。

※2 税務署等に提出された個人事業の開業届出書または法人設立届出書をご参照のうえご記入ください。

（税務署等に届け出た日ではなく、届出書に記載した開業年月日が基準になります。）

問い合わせ先／提出先

横須賀市 経済部 創業・新産業支援課 創業支援担当

☎046-822-8083 E-mail: bs-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp